

# お知らせ

## 令和5年度物価高騰対策非課税世帯給付金 申請書（請求書）の送付について

**令和5年1月2日以降に東通村に転入された令和5年度住民税均等割非課税世帯の方は、「令和5年度物価高騰対策非課税世帯給付金」を受給するためには、同封されている「申請書」の提出が必要です！**

記入例を参考に、同封の申請書に必要事項を記載のうえ、必要な書類を添付し、同封の返信用封筒で返信してください。

※世帯の中に令和5年度住民税課税の方がいる場合は、対象外世帯となりますので、申請書を提出する必要はありません。

### ◆このお知らせが送付された理由

○令和5年6月1日を基準日とした世帯の中に、令和5年1月2日以降に東通村に転入した方がいる場合は、一律に送付しております。

### ◆申請に必要なもの

○申請書【同封の申請書】記入漏れのないように注意すること。

○申請者（世帯主）本人確認書類【運転免許証等のコピー】

○受取口座（申請者本人名義のもの）を確認できる書類

【銀行名、支店名、口座番号、名義人氏名が確認できる通帳等のコピー】

※ゆうちょ銀行の場合、キャッシュカードの記号・番号では振込できないため  
通帳の中に記載の【店名】例 八四八（読み ハチヨンハチ）【口座番号】  
が印字されたページをコピーしてください。

○世帯の中に、令和5年1月1日時点の住所が東通村外の方がいる場合は、その方の、令和5年1月1日時点に住民登録をしていた市町村役場が発行する令和5年度住民税非課税証明書のコピー

※「住民税非課税証明書」は、ご自身でお取り寄せする必要があります。お取り寄せ方法等については、各市町村役場へ直接お問い合わせください。

◆提出期限 **令和5年9月29日（金）**

◆お問い合わせ先 東通村役場 企画課 ☎0175-33-2263（企画課直通）